

社福第 2 2 0 6 - 1 号
平成 3 0 年 2 月 5 日

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 田島 浩（公印省略）

**避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉
施設等における防火安全体制等の徹底について（通知）**

本県福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、1月31日に北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設で火災が発生し、11名が亡くなる痛ましい事故が発生しました。この事故を受けて厚生労働省から、別添のとおり社会福祉施設等や社会福祉施設等に関する事業を運営する建物（一定要件に該当する寄宿舍又は宿舍）の防火安全対策に万全を期すよう周知依頼がありました。また平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災後に改正された消防法施行令に定める社会福祉施設等の消防用設備の設置義務も、既存施設に対する経過措置期間は平成30年3月までとなっております。

各施設の管理者におかれましては関係法令及び通知等に基づき、施設内の消防法令違反があれば速やかに是正するとともに、施設内防火設備の点検、利用者への注意喚起などにより、出火防止と万一の際の速やかな避難が行えるようにしていただきますようお願いいたします。

〔参考資料〕

「社会福祉施設の消防用設備等に関わる消防法令改正の概要」一般社団法人日本消防設備安全センター

http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/data/images/pdf/fukushi_bouka2.pdf

県庁所管課電話	0 4 8 - 8 3 0 -	（各担当の番号）
障害者支援課	施設支援担当	3 3 1 4
	地域生活支援担当	3 3 1 7
高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	3 2 5 4
	子育て環境整備担当	3 3 2 2
少子政策課	施設整備・指導担当	3 3 2 8
	施設運営・人材確保担当	3 3 3 0
	養護担当	3 3 3 1
こども安全課	医療保護・	
	ホームレス対策担当	3 2 8 2